

EU 共済組織(Mutual Society) 法案見直し化へ

1991年にEU法案が出され、1996年現在の共済組織法案が作られた。

その後2003年にEUはヨーロッパ各国の共済団体に聞き取りを行った。EU企業政策と社会政策の双方を重視する方向で見直しをする方向が示された。

2007年11月にヨーロッパの共済団体、AIM(国際共済連合会、45団体、社会サービス・医療サービスなどを提供)、ACME(ヨーロッパ共済保険連合会、130共済保険、ヨーロッパの保険市場占有率15%)、AISAM(共済組合・協同組合保険連合会、60団体、ヨーロッパの保険市場占有率は5%)による意見書⇒共済組合無視をやめよ

⇒EU共済組織(共済組合)法案(1996)は、株式会社保険と協同組合保険だけに有利なものであり、剰余金を株主に配分しない共済組合を無視しており、またヨーロッパ市民が共済組織を作る権利を阻害しており、市場競争における公平性に欠けるとして、現法案の見直しを要求して、EUは法案の再検討をすることとなった。これにより、現在、EUは「ソルベンシー2」というプロジェクトで法案の見直しをすすめており、記述内容は大幅に変更される見通しである。新しいEU共済組織法案の発表のスケジュールはまだ明示されていない。